

中間周波数漏洩対策事業助成金交付要綱（2021年度版）

2021年4月2日 制定

（事業の目的）

第1条 衛星放送は、衛星より送信された12GHz帯の電波を各建物に設置されているアンテナで受信し、LNB(Low Noise Block)により同軸ケーブルによる伝送に適した中間周波数帯（BS・CS-IF）に変換した後、集合住宅や宅内での配信による損失を補うためにブースタにより増幅され、適宜分配器により分配されることで、各戸や宅内の各部屋のテレビ用壁面端子まで同軸ケーブルにより伝送されているが、この中間周波数帯の電波が漏洩し、重複する周波数を用いる他の無線システムへの有害な干渉を生ずる例が報告されている。

従来の衛星放送の中間周波数帯は約1～約2GHzであるが、2018年から新しく始まった衛星による新4K8K衛星放送（左旋円偏波を利用）の中間周波数帯は約2.2～約3.2GHzに拡大されたことから、すでにサービスを実施している他の無線サービス等との共用における懸念が指摘されている。

本要綱に基づく助成金の交付業務（以下「助成事業」という。）は、国の衛星放送用受信環境整備事業の補助金の交付を受けて、他の無線サービス等に影響を与えるおそれのある衛星基幹放送用受信設備の改修に対し、所要経費の一部を助成することにより、適正な受信環境の整備を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）中間周波数漏洩対策事業（以下「助成対象事業」という。）とは、2017年5月11日（以下、「基準日」という。）において設置されている右旋円偏波を使用して行われる衛星基幹放送の受信を目的とする受信設備（基準日において電波法第三章に定める技術基準（以下「技術基準」という。）に適合しないものを除く。）であって、基準日の翌日以後に右旋円偏波を使用して行われる衛星基幹放送と同時に左旋円偏波を使用して行われる衛星基幹放送の電波を受けるための空中線を接続した場合に当該技術基準に適合しないこととなるものについて、当該技術基準に適合させるための改修を行う事業であって、受信者等が行うもの。
- （2）助成対象者とは、助成対象事業を実施する受信者等をいう。
- （3）登録業者とは、一般社団法人放送サービス高度化推進協会（以下「当協会」という。）の登録を受けた電気店、電気工事店等の事業者をいう。

(助成事業の実施者)

第3条 当協会は、助成対象事業の実施に必要な資金に充てるための助成金を助成対象者に対して交付する。

(登録業者の要件)

第4条 助成対象者から、助成対象事業の申請に関連する手続、助成金の受領に関する権限や工事の委任を受け実施しようとする事業者は、様式第1(1)による業者登録申請書を当協会に事前に提出し、登録を受けなければならない。

2 登録業者は、電気工事士など別紙第1に記載する電気関連の資格保有者、または、従業員もしくは役員に当該資格保有者を含む者でなければならない。

3 登録業者は、助成対象事業の趣旨に則り、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 助成対象者に対し、助成事業の趣旨を十分説明して理解促進に努めること。

(2) 助成対象事業の実施にあたり、虚偽、怠慢、不正その他不適當な行為を行わないこと。

(3) 助成対象事業の実施にあたり、この要綱、交付要綱解説書並びに当協会が示す衛星放送用テレビ受信設備の施工ガイドライン、申請マニュアルに従うこと。

(4) 助成対象事業の実施にあたり、技術基準に適合しないすべての機器について、当協会が示す改修時使用機器リストに基づき、SHマーク登録機器等の技術基準に適合する機器へ交換する等の対策を図ること。

(5) 助成対象事業で施工した範囲内において、技術基準に適合しない状況が確認された場合には、登録業者の責任・負担において技術基準に適合させるための改修を速やかに実施すること。

(登録業者への通知)

第5条 当協会は、前条第1項の申請があった場合は、その内容について審査し、申請者が、次の各号の登録拒否事由に該当しないときは、速やかに申請業者に対して、様式第2による業者登録通知書により登録が完了した旨を通知するものとする。ただし、当協会は、速やかに業者登録を通知すべきものと認めたときは、他の手段で通知することができる。

(1) 申請者、又はその従業員もしくは役員のいずれも、別紙第1に記載する電気関連の資格を有しない者

(2) 申請書に虚偽の内容が含まれるもの

(3) 登録業者の登録を取り消されたことがある者

(4) 第24条第1項に定める反社会的勢力に該当する者

(5) 補助金等に係る予算執行の適正化に関する法律、個人情報保護に関する法律、その他の関係法令(以下「関係法令」という。)を遵守するための体制が整備されて

いないと認められる者

(6) その他、助成対象事業の適正な遂行に支障があると認められるもの

2 当協会は、前条の規定による申請に対し不登録の決定をしたときには、申請業者に対して、様式第3による業者不登録通知書により通知するものとする。

(業者登録の取り消し)

第6条 当協会は、登録業者が次に掲げる各号に該当することが判明した場合は、第5条第1項の業者登録を取り消すことができる。

(1) 前条第1項各号の登録拒否事由に該当する者

(2) 関係法令、本要綱、登録申請の際に当協会に提出した誓約書、または、当協会の指示に違反した者

(3) 助成金を助成対象事業以外の用途に使用した者

(4) 助成対象事業の実施にあたり、虚偽、怠慢、不正などの他不適当な行為を行った者

2 当協会は、前項の取り消しをしたときは、様式第13による業者登録抹消通知書により通知する。

(助成金交付選定基準)

第7条 当協会は、助成金交付対象の選定に当たっては、次の各号に掲げる事項を基準として行う。

(1) 助成対象事業で実施する工事の内容が、次の事項に照らして妥当であること。

(ア) 助成事業の趣旨に則り、受信者等が使用するすべての衛星放送用受信設備の機器を確認したうえで、当協会が示す助成金交付対象機器リストに掲載されている技術基準に適合しないことが確認された機器及び当協会が別途指定する機器を漏れなく交換する等の対策を講じ、衛星放送用受信設備が技術基準に適合するものであること。ただし、受信設備系統の変更などにより継続的に技術基準に適合すると当協会が判断した機器についてはこの限りではない。

(イ) 交換前の機器が技術基準に適合しない機器であり、かつ、助成金交付対象機器であること。

(ウ) 交換後の機器の性能・機能が交換前の機器の性能・機能と同等であるなど、技術基準に適合するために、必要最低限のものであること。

(エ) 助成対象事業で実施する工事の範囲が、過去に同一の助成事業による助成金の交付を受けたものに含まれないこと。

(2) 助成対象事業を実施する設備が、助成対象者の住居を含む建物で用いる受信設備であること。ただし以下の設備を除く。

(ア) 国、地方公共団体等が所有するもの

(イ) 登録業者が所有するもの

- (ウ) 放送法第136条第1項の技術基準のみが適用される電気通信設備
- (エ) 受信設備の主たる目的が住居用でないもの

(助成対象経費)

第8条 助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、別紙第2に掲げる経費の総額とする。

(交付額)

第9条 当協会は、予算の範囲内において、助成対象経費であって、技術基準に適合しない機器の技術基準に適合するものへの交換等に要する経費として当協会が算定する標準的な経費の2分の1に相当する額を交付する。ただし、1,000円未満の端数はこれを切り捨てた金額とする。

- 2 集合住宅の受信設備を対象とする申請については、前項の交付額は、当該集合住宅の各戸あたり2.25万円を上限とする。
ただし、各戸専有部（居住部）の壁面端子または直列ユニットまでの技術基準不適合機器を技術基準に適合する3.2GHz対応機器へ交換して衛星放送用の受信環境を整備する場合は、各戸専有部の交換した機器についてはこの限りではない。

(交付の申請)

第10条 助成対象者は、助成金の交付申請をするときは、様式第4（1A）、（1B）による助成金交付申請書を当協会に事前に提出しなければならない。また、当協会が様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。

(交付決定の通知)

- 第11条 当協会は、前条の交付の申請があったときは、その申請書の内容について審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、速やかに申請者に対して、様式第5による助成金交付決定通知書により通知するものとする。ただし、当協会は、他の手段による通知を行うことができる。
- 2 当協会は、前項の決定に際して必要な条件を付することができる。
 - 3 当協会は、前条の規定による申請に対し不交付の決定をしたときには、様式第6による助成金不交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(申請の取り下げ)

第12条 助成対象者は、第11条第1項の交付決定通知を受けた場合において、助成金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服がある場合や助成対象者の事情により工事を行わないなどにより、助成金の交付の申請を取り下げようとするときは、当協

会に様式第7の助成金交付申請取下書をもって申し出なければならない。

- 2 助成対象者が助成金の支払いを受けており申請を取り下げようとする場合は、あらかじめその交付金額の全額を当協会の指定期日までに当協会へ返金しなければならない。
- 3 第1項の規定により交付取下申請書を受領した時には、様式第8による交付申請取下受領書により助成対象者に通知し、助成金の交付の決定はなかったものとみなす。

(事故の報告)

第13条 助成対象者は、助成対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は、助成対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかに様式第9による事故報告書を当協会に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第14条 助成対象者は、助成対象事業の遂行及び収支の状況について、当協会から要求があった場合は、速やかに当協会が指定する方法により当協会に状況を報告しなければならない。

(実績報告)

- 第15条 助成対象者は、助成対象事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は2022年2月10日のいずれか早い日までに、様式第10(1A)、(1B)による工事实績報告書を当協会に提出しなければならない。
- 2 前項の場合において報告書の提出期限について、当協会の別段の指示を受けたときは、その指示に従うこととする。

(額の確定等)

第16条 当協会は、前条の報告を受けたときは、その内容の書面審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る助成対象事業の実施結果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められた場合は、助成対象者に対して、様式第11(1)及び(2)による助成金額確定通知書により通知するものとする。ただし、当協会は、速やかに額の確定を通知すべきものと認めたときは、他の手段で通知することができる。

(助成金の支払)

第17条 助成金は、前条の規定により交付すべき助成金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、当協会の定める期限までに助成金の振込先を申告しなかった場合は支払わないものとする。

(交付決定の取り消し等)

第18条 当協会は、次の各号に掲げる場合は、第11条の交付決定の一部又は全部を取り消すことができる。

(1) 助成対象者又は登録業者が、法令、この要綱又はこれらに基づく当協会の決定若しくは指示に違反した場合

(2) 助成対象者又は登録業者が、助成金を助成対象事業以外の用途に使用した場合

(3) 助成対象者が、助成対象事業に関して、虚偽、怠慢、不正その他不適当な行為をした場合

(4) 助成対象者が、交付の助成金振込先を期限までに当協会に申告しなかった場合

(5) 交付の決定の後生じた事情の変更等により、助成対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 当協会は、前項の取り消しをしたときは、様式第12(1)及び(2)による交付決定取消通知書により助成対象者及び登録業者に通知する。

3 助成対象者又は登録業者は、当協会が前項の規定により第11条の決定を取り消した場合において、当該取り消し部分に関し、既に助成金の支払いを受けているときには、当協会の定める期日までに、当該助成金を返却しなければならない。

4 当協会が、前項の規定により第11条の決定を取り消し、助成金の返却を命ずる場合は、その命令に係る助成金の支払を受けた日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を徴するものとする。

5 助成対象者又は登録業者は、助成金の返却を命ぜられた場合、交付を受けた助成金に前項の加算金を加算した額を当協会が定める返却期日までに返却しなければならない。その期日までに返却しなかったときは、返却期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を当協会に納付しなければならない。

(財産の管理等)

第19条 助成対象者は、助成対象事業によって取得した財産(以下「取得財産等」という。)については、助成対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、助成金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(調査等への協力)

第20条 助成対象者及び当該助成対象者からの委任を受け助成対象事業を実施した登録業者は、助成金対象事業に関する実施状況の確認(立入検査)、会計検査等の調査に協力するものとする。

(書類の提出)

第21条 本要綱に定める申請書その他の書類は1通を当協会に郵送提出するものとする。
また、jGrantsなどの電子申請においても郵送提出しなければならない。ただし、当協会が郵送提出に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。

(反社会勢力の排除)

第22条 登録業者(その役員及び従業員を含む。)、または助成対象者は、反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者、これらの者と社会的に非難されるべき関係にある者)に該当しないものでなければならない。

別紙第1

登録業者の資格

ア 国家資格

- (1) 電気工事士（第一種、第二種）[一般財団法人技術者試験センター]
- (2) 電気主任技術者（第一種、第二種、第三種）[一般財団法人技術者試験センター]
- (3) 陸上無線技術士（第一級、第二級）[公益財団法人日本無線協会]
- (4) 総合無線通信士（第一級、第二級、第三級）[公益財団法人日本無線協会]
- (5) 陸上特殊無線技士（第一級、第二級、第三級）[公益財団法人日本無線協会]
- (6) 電気工事施工管理技士（1級、2級）[一般財団法人建設業振興基金]
- (7) 工事担任者（AI第一種、AI第二種、AI第三種、DD第一種、DD第二種、DD第三種、AI・DD総合種）[財団法人 日本データ通信協会日本電気通信国家資格センター]

イ 民間資格

- (1) CATVエキスパート、第2級CATV技術者(以上)：一般社団法人日本CATV技術協会
- (2) スマートライフコンシェルジュ：一般社団法人日本電化協会、全国電機商業組合連合会
- (3) 家電製品エンジニア（AV情報家電）（総合資格保有者含む）、家電製品アドバイザー（AV情報家電）（総合資格保有者含む）、スマートマスター：一般財団法人家電製品協会
- (4) 衛星放送用受信設備施工技術者：一般社団法人日本CATV技術協会

別紙第2

ア 衛星基幹放送の受信を目的とする増幅器、配線、分配器、接続子その他の配線のために必要な器具の改修に要する経費のうち、次の条件に合致するもの。

- (1) 当協会が示す助成金交付対象機器リストに掲載される技術基準に適合しない機器を技術基準に適合するものに交換等するために行う改修経費。
- (2) (1)に掲げるもののほか、同軸ケーブル同士を直接接続するいわゆる「手ひねり」による接続部分など、技術基準を超える電波が漏洩する恐れがある場合に、技術基準に適合させるために行う改修経費で、当協会が事前に認めるもの。